

1 提出先に関する情報

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の届出に係る提出先(事業所の所在地の都道府県)を選択してください。

提出先	福井県
-----	-----

2 基本情報

下表に必要事項を入力してください。記入内容が各様式に反映されます。

法人名	フリガナ	フクオタヤスラギカイ
	名称	福(福)織田やすらぎ会
法人住所	〒	916-0215
	住所1(番地・住居番号まで)	福井県丹生郡越前町織田83-24-1
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	理事長
	氏名	坂下 正人
法人番号		5210005008925
書類作成担当者	フリガナ	カナズ コウジ
	氏名	金津 晃司
連絡先	電話番号	0778-38-1170
	E-mail	yasukazikojima@ogn.ne.jp

【注意！】事業者の方へ

様式の作成・提出に当たっては、都道府県ごとに、各都道府県がホームページ等で公開した様式を用いるようにしてく

3 補助金の対象事業所に関する情報(1の提出先に提出するべき事業所のみを記載)

下表に必要事項を入力してください。記入内容が別紙様式2-2(補助金)に反映されます。

※「一月あたり介護報酬総単位数」には、一月あたり介護報酬総単位数として見込まれる単位数を、令和5年2月から5月までの4か月間の介護報酬総単位数(各種加算減算を含む。また、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算を含む。)を4で除するなどの適切な方法によって推計し、事業所ごとに記載すること。

通し番号	介護保険事業所番号	指定番号	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]
			都道府県	市区町村				
1	1872000029	福井県	福井県	越前町	特別養護老人ホームやすらぎ荘	介護老人福祉施設	2,136,966	10.00
2	1872000276	福井県	福井県	越前町	特別養護老人ホームやすらぎ荘	(介護予防)短期入所生活介護	203,746	10.00
3	1872000276	福井県	福井県	越前町	グループホームやすらぎ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	440,608	10.00
4								10.00
5								10.00
6								10.00
7								10.00
8								10.00
9								10.00
10								10.00
11								10.00
12								10.00
13								10.00
14								10.00
15								10.00

【福井県様式第2号】
令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金 処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	フク)オタヤスラギカイ			
法人名	福)織田やすらぎ会			
法人所在地	〒 916-0215 福井県丹生郡越前町織田83-24-1			
フリガナ	カナズ コウジ			
書類作成担当者	金津 晃司			
連絡先	電話番号	0778-36-1170	E-mail	yasuragi@jeans.ocn.ne.jp

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,071,768	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,084,206	円	←
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	535,884	円	(101.16) % ←
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	542,103	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	542,103	円	
(右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)			
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	428,240	円	
うち、基本給等による改善の見込額	428,240	円	(100.00) %
(一月あたり)	214,120	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	113,863	円	
うち、基本給等による改善の見込額	113,863	円	(100.00) %
(一月あたり)	56,932	円	

【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
Ⅰ 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
Ⅱ 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	←
---	-------------------------------------	---

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる 手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)	
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)	✓	手当(既存の 増額)		賞与	
							該当なし(全て基 本給等)	その他 ()
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)							
			就業規則の見直し	✓	賃金規程の見直し		その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。							
	特別手当は、処遇改善(ベースアップ)及び知識教養を高めるための書籍購入や研修費にすることを目的として職員に対し、原則月額40,000円を基準額とし、キャリアパス基準、評価手当に従い、その賃金を加算し支給するものとする。また特別手当は介護報酬の変動に伴い変動するものとする。							
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、 やむを得ない事情					
		実施しない						

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ✓ 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る福井県国民健康保険団体連合会から福井県への支払口座情報の提供に同意します。(別紙様式2-2 ③に「○」を付けた場合、この欄への「✓」は不要です。)
- ✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 3 月 22 日 法人名 福)織田やすらぎ会
代表者 職名 理事長 氏名 坂下 正人

【記入上の注意】

- 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。